

院内資格認定制度について

2025年3月
ふくの若葉病院

「院内資格認定制度とは」

ふくの若葉病院は、2018年から「質の高い看護・介護の提供と医療の安全に貢献する」ことを目的に、「院内資格認定制度」を導入しました。「院内資格認定制度」とは、床ずれの予防・手当てや排泄関連など、特定の専門分野において、熟練した技術と専門的知識をもって看護・介護ができる職員を病院が独自に認定する制度です。

院内外での活躍が期待されます



○院内資格認定の職員を紹介します

排泄ケア 介護福祉士 古田 あゆみ

おむつフitter3級の資格認定をもっています。

おむつフitterとは、排泄の困りごとに対して、おむつを含む排泄用具はもとより、医療や住環境、食事など幅広い視点からアドバイスできる人に認定される資格です。

排泄に何らかの障害が生じて、適切な情報や提案があれば、ご本人や介護される方はより快適な生活を送ることができます。介護する人やされる人が「どういう暮らしをしたいか」という希望も踏まえ、一緒に解決策を考えていきます。

在宅で介護されておられるご家族からの相談にも対応いたしますので、お気軽に声をかけてください。



医療安全推進 看護師 別所 忍

医療安全セーフティーマネージャー部会の委員として、療養現場の安全に関心を持ち関わってきました。昨年、医療安全管理者養成研修を受講し、医療安全管理者の役割や安全文化の醸成に必要なことなどを学ぶ事ができました。

今回、院内認定医療安全推進者となり、これまで以上に医療の安全文化を推進し、患者さんや職員の安全の確保に努めていきたいと思っています。



認知症ケア 看護師 立島 美穂

高齢化、認知症高齢者の増加が進むなか、介護・医療分野において認知症ケアの知識、技術は必要不可欠とされています。

日々学習し、最先端の技術や理論をもとに認知症ケアを行っていききたいと思います。そして、患者さんの意思決定を尊重し、生活の質を高める事が出来るよう支援していききたいと思います。

在宅で介護をされておられるご家族からの相談にも対応いたしますので、お気軽に声をかけて下さい。

